

第9回 内閣府独立行政法人評価委員会 議事録

大臣官房政策評価官室

1. 日 時：平成15年9月25日（木） 13：30～16：30
2. 場 所：内閣府庁舎3階特別会議室
3. 出席者委員：大森委員長、朝倉委員長代理、伊集院委員、飯田委員、大河内委員、
小野委員、神谷委員、出塚委員、東海委員、長倉委員、外園委員、
山本委員

4. 議事次第

(1) 独立行政法人国民センターに関して

- 中期目標（案）
- 中期計画（案）
- 業務方法書（案）
- 役員の報酬等の支給基準（案）
- 中期目標等4件に対する委員会意見

(2) 独立行政法人北方領土問題対策協会に関して

- 中期目標（案）
- 中期計画（案）
- 業務方法書（案）
- 長期借入金（案）
- 長期借入金の償還計画（案）
- 重要な財産の処分（案）
- 役員の報酬等の支給基準（案）
- 中期目標等7件に対する委員会意見

(3) その他

- 独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の
取組の方針（15.7.1）
- 今後の予定

5. 議 事

大森委員長 本日は第9回の評価委員会でございます。よろしくお願いいたします。

評価委員会令の定足数の要件を満たしておりますので、本日、有効に会議は成立してございます。

9月8日に委員会が開かれまして、そのときにおおよその中期目標の案、中期計画の案、業務報告書の案につきましてお諮り申し上げてございますけれども、そのときに、各委員から御指摘ございました事項、そのときにはまだ具体的な記述がなかった事項、それから前回から修正された事項もございますので、まずこれについて説明を受けて、その後審議をいたしたいと思っております。

それから長期の借入金（案）、長期の借入金の償還計画（案）、それから重要な財産の処分案及び役員の報酬等の支給基準（案）につきまして、全体の説明を受けて本日審議をさせていただきたいというふうに思っております。そして、全体として中期目標（案）等について、本日評価委員会として意見を取りまとめるという段取りでございますので、よろしくお願ひいたします。

それでは最初に、国民生活センターに関する中期目標（案）、中期計画（案）及び業務方法書（案）につきまして御説明を受けたいと思っております。よろしくお願ひします。

幸田国民生活局消費者調整課長（以下「幸田課長」） それではまず、内閣府の方から資料1の「独立行政法人国民生活センター中期目標（案）・中期計画（案）」のうち、左側の欄の中期目標（案）につきまして、前回からの変更点につきまして御説明を申し上げます。

2ページの左側の方でございますが、業務の効率化の目標に関する事項について何点か変更点がございます。この変更を行った背景でございますが、先般、9月8日にこの委員会を開催して御報告させていただきました後、特殊法人等改革推進本部の参与会議の方から今回、特殊法人から独立行政法人化する法人の中期目標・中期計画の案の効率化目標に関して幾つかの指摘事項がございました。

9月12日の指摘事項として、まず1点目は、一般管理費の削減目標において、人件費を除いている法人、あるいは事務所借料等を除いている法人があるけれども、これらの費用も効率化を図る目標の対象に含めるべきであるというのが1点、それからもう1点、同じく一般管理費の削減目標において業務の新規拡充分、あるいは追加を対象から除外している法人があるけれども、これらも含めて削減の対象に含めるべきであるという点、それから3点目に、一般管理費以外のいわゆる事業費の部分につきましても、削減効率化の具体的な数値目標を設定すべきであるという点でございます。

以上、3点の指摘が公表されまして、その後、政府部内で財務省等とも調整をいたしました結果、このような形で本日お示しをさせていただいているというものでございます。国民生活セン

ターに関しましては、具体的に変わりました点は、まず（１）の一般管理費でございます。アンダーラインの引いてある部分の中で、国民生活センターにつきましては、前回から人件費を含む形で効率化を図ることとしておりましたけれども、退職手当を除くほかに、新規に追加される部分、あるいは拡充される業務に係る一般管理費についても除くという形の案をお示ししておりました。それからさらに加えて、租税公課あるいは土地の使用料ですとか、そういった節約が難しい部分についても前回は除くというような形でお示ししておりましたけれども、今回、先ほど申し上げましたような特殊法人等を改革推進本部の方針に従いまして、除く経費は退職手当の１億１,４００万円だけというような形で、削減対象経費が計１６億１,６００万円となるというような形でお示ししております。前回はそういう意味で租税公課等も除くということで、さらに１億５,８００万円、これとは別に削減対象経費から除くような案をお示ししておりましたけれども、このような形になっているということでございます。

それからもう１点は、（１）の一般管理費だけではなくて、（２）の業務経費につきましても、毎年度既定経費について１％の合理化を図った上で、所要の業務に対処していくというような形の目標を掲げることとしたものでございます。以上が業務の効率化の関係の目標の変更点でございます。

それからもう１点、７ページをごらんいただきますと、ここは前回と変更はしていないんですけれども、前回、国民生活センターが行っております直接相談の段階的な縮小と、経由相談への段階的な特化という部分についていろいろ御指摘をいただきましたので、再度御説明をさせていただきたいと思っております。この箇所につきましては、前回も御説明申し上げましたけれども、一方で苦情相談が非常に急増している、あるいは複雑多様化している、こういう状況の中でまず国民生活センターとしては、できるだけ高度、あるいは複雑な専門的な苦情相談に重点的に対応していく必要があるだろう。それからもう一つは、地方の消費生活センターにおける苦情相談への支援機能を経由相談を通じて強化していきたい。これらを通じて国民生活センター、あるいは地方の消費生活センター全体を通ずる消費者への苦情相談システムというものをより質の高いものに徐々にしていきたいというような趣旨に基づく目標ということでございます。

ここに目標として掲げております経由相談の比率を５０％以上に高めていくための具体的な方法につきましても、以上のような趣旨を踏まえまして、一つは、実際に直接国民生活センターの方に相談がありました場合には可能な限り対応を行うとともに、身近な消費生活センターにできるだけ相談するようにという方向についても、相談者の理解を深めていくというような形で徐々に

理解を得ながら進めていくというようなことが1つ。それからもう一つ、直接相談を段階的に縮小していくに当たっても、国・地方を通じる全体としての苦情相談サービスの水準ですとか、あるいは地方の消費者生活センターにおける相談処理に与える影響も踏まえながら、現実的に対処していく必要があるというふうに考えております。中期目標案の表現ぶりにつきましては、特殊法人等改革推進本部の方針との関係もございまして、修正することは困難ではございますけれども、以上、申し上げましたような方針で、適切に対処していきたいというふうに考えておる次第でございます。

以上でございます。続きまして、国民生活センターの方から。

川本国民生活センター理事（以下「川本理事」） それでは、まず初めに、今の幸田課長からございました経由相談の50%ということに関連してお話がありましたので、その点を補足させていただきますと、説明がありましたように、経由相談の比率を50%以上に高めていくに際して、相談される方の理解を求めながら進めていく。それから、地方の苦情相談サービスの水準とか、地方の消費生活センターにおける相談者に与える影響なども勘案して、私どもも現実的に進めていきたいと思っています。経由相談を充実していくに際しまして、相談現場に即した実践的な知識がないと適切な経由相談ができないという面もございまして、そのことにも留意して適切に対応していきたいというふうに思っております。

それでは、その後、中期目標が変更されました点がございます。それらも含めまして、中期計画の案を御説明させていただきたいと思っております。この2ページの中期目標の2の(1)でございますけれども、中期目標が変更したことに伴いまして、一般管理費、人件費を含む退職手当を除くについて中期目標の最終年度における当該経費の総額を特殊法人時の最終年度に対して13%削減いたします。業務経費につきましても、毎年度、前年度比1%の経費の効率化を図ります。以上の点が変更点でございます。

次に、前回検討中ということで御説明しておりませんでした13ページ以下につきまして、御説明させていただきます。

まず、予算でございます。予算につきましては別紙1をごらんいただきたいと思います。別紙1で中期計画の予算といたしましては平成15年度から平成19年度まで。収入につきましては、運営費交付金が107億2,800万円、事業収入等を11億4,000万円、その他の収入が6,800万円、計119億3,600万円となっております。支出につきましては、業務経費が45億7,400万円、一般管理費が11億3,600万円、人件費が61億5,800万円、その他支出が6,800万円、合計は収入と

同じでございます。

この中期計画予算の考え方でございますけれども、人件費につきましては、期間中の総額を役員報酬、職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当等に相当する金額を計算いたしまして49億4,800万円になっております。下にございます運営交付金の算定ルールにつきましては、平成15年度については既に予算が確定しておりますので、その予算の数字をもとにしております。平成15年度の後半部分がこの中期計画に入っております。

それから、平成16年度以降につきましては次の算定ルールを用いております。運営費交付金につきましては、人件費に業務経費と一般管理費を足したものに物価指数を掛けまして、それから自己収入見積額を引いて、特殊要因の増減を加える、そういう考え方に立っております。人件費につきましては、基本給等に社会保険料負担金、児童手当拠出金、それから、効率化係数を掛けて退職金を足す。基本給等につきましては、前年度の役員報酬、職員基本給等に給与の改定率を掛けていく。それから、業務経費につきましては、前年度の業務経費相当額に効率化係数と政策係数を掛けるという考え方でございます。

具体的にどういう数字を用いているかということでございますけれども、まず、人件費に係る効率化係数につきましては、平均で前年度比2.66%程度の業務の効率化を考えています。それから2でございますけれども、業務経費に係る効率化係数につきましては、毎年度、前年度に対して1%程度の業務の効率化を考えております。消費者物価については、前年度における実績値を使用することにいたします。政策係数は国民に対して提供するサービスへの対応の必要性、独立行政法人評価委員会による評価等を総合的に勘案し、具体的な係数値伸び率を予算編成過程において考えていくこととなります。特殊要因につきましては、法令改正等に伴い必要となる措置、現時点で予測不可能な事由により、特定の年度に一時的に発生する資金需要を考えております。

ただ、これらについては、非常に不確定なところがございまして、注記にございまして、この中期計画予算を見積もるに当たりましては、消費者物価指数の伸びを0%、給与改定時等の伸び率も0%、それから業務経費に係る効率化係数は、先ほど申しましたように1%減ということで99.0%、それから人件費及び一般管理費については、先ほどの13%の削減目標がございまして、これらを踏まえて97.34%。政策係数はこの見積もりでは0%としております。という前提のもとで、今申し上げました別紙1の表が算定されたわけでございます。

次に、別紙2の方を見ていただきたいと思います。収支計画ということで費用と収益に分けておりますけれども、基本的には第1表と同じになっています。ただ、第1表では、ちょっと技術

的になるんですけれども、6,800万円の年金資金運用基金からお金を借りて、職員に住宅貸付をしているんですけれども、その費用が収入支出両方に6,800万円上がってきておりますので、この数字を除いた数字が出てまいります。

それから、別表2の下の方に注記ということで退職金について書いてございますけれども、従業員の退職金については毎年、その全額を運営費交付金を財源とするものというふうに想定いたしております。

それから、別紙3は資金計画でございます。これも全体の予算を資金支出と資金収入ということに分けておりますけれども、基本的には第1表の数字と同じでございます。資金支出が119億3,600万円ということでございます。ここでも技術的になりますけれども、年金資金運用基金の借入れに関する点で6,400万円の投資活動による支出と、そのいわば利子に当たる400万円が計上されておりますけれども、それ以外は基本的に別紙1の表と同じでございます。

中期計画に係る予算は以上のとおりでございます。また、恐縮でございますけれども、13ページに戻っていただきまして、3の予算を御説明しました。4の短期借入金の限度額でございますけれども、前回この限度額がまだ入っておりませんでしたけれども、短期借入金の限度額は6億円として運営費交付金の資金の出入りに時間差が生じた場合、不測の事態が生じた場合等に充てるために用いるものいたします。6億円というのは運営費交付金の毎月の平均の約3か月分ということで、6億円という限度額にさせていただいております。

それから、5番目の重要な財産の処分等に関する計画は見込みは特にございません。それから剰余金の使途につきましては3つ考えておりまして、1つは、商品テスト業務に係る検査、分析機器等を充実させるための更新整備、2番目といたしまして、情報の収集及び提供に係る高度情報化を図るための機器等の整備、3番目といたしまして、施設設備の質的向上及び老朽化対応のための改修整備のために使います。

7番目として、その他内閣府令で定める業務運営に関する事項でございますけれども、施設・設備に関する計画は特にございません。2番目の人事に関する計画でございます。方針といたしまして、1)業務運営の効率化により、常勤の職員の増加抑制に努める。2)個人情報保護法の施行に係る相談及び研修に対応するための人員の確保を図る。

といたしまして、人員に係る指標でございますけれども、期末の常勤職員は期首126人に対し123人以内とする。なお、上記2)を除外した場合にあっては中期計画期間中6人削減する。そういたしますと、期末の常勤職員数の見込みは123名となります。予算、人件費につきましては、

先ほど別表 1 にございましたように、総額見込みとしては 49 億 4,800 万円でございます。

3 番目の積立金の処分に関する事項は特にございません。

中期計画につきましては以上でございます。

大森委員長 業務方法書については、特に本日はありませんか。

川本理事 業務方法書につきましては、前回御説明いたしました以後、特段の変更はございません。

大森委員長 わかりました。とりあえず、説明は以上でよろしゅうございましょうか。以上のことに基きまして、前回から少し記入していただいた点もございますので、御意見があったらお出しただければと思います。どなたからでもどうぞお願いします。

飯田委員 内閣府の方にちょっと教えていただきたいんですけども、国民生活センターだけでなく、その次の北方領土問題対策協会の場合を見ますと、人件費を含むというのと、含まないというのと分かれていますね。こういう組織によって、そういう基準が違うのは何か格別の理由があるのでしょうか。それからもう一つは、国民生活センターの方なんですけれども、最初、租税公課、これを除くということになっていたもので、そのときも 13% の削減ということだったのに、今度はその租税公課や土地使用料を含めてやはり 13%、同じ数字になっているというのは何か特別な理由があるのかどうか。普通だともう少し削減幅が減るのではないかというように常識的には思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

幸田課長 まず 1 点目、人件費を込みの法人と込みでない法人があるのではないかと御指摘でございますけれども、先ほども口頭でお話し申し上げましたように、特殊法人等改革推進本部の政府全体の方針としては、一般管理費の削減目標において人件費も込みでやるべしというような御意見でございます。ただ、内閣府所管の法人の中でも、北方領土問題対策協会のように職員数が非常に少ないような法人については、どうしてもやはり人件費をこれ以上削れないという法人がございます。そういったごく例外を除いては、人件費を込みで今回政府横並びで削減することになっていると承知をしております。そういう意味で北方領土問題対策協会がかなり異例な形の中期目標の案になっているというふうに理解をしております。

それと、2 点目の租税公課を対象に含めるのではあれば、13% という目標をさらに下げた方がいいんじゃないかという御指摘でございますけれども、これも一般管理費について 1 割から 2 割の削減をやるべしという総理からの御指示というのがありまして、一般管理費の内訳について、どこまでを対象にするかというのを政府部内で精査していったわけですけれども、そこも特殊法

人改革推進本部の方針としては、租税公課も含める形で1割以上の削減をやる。それは中期目標期間が3年半の法人について1割ということをごさいますて、当方のように4年半になりますと、13%をやるというのが一応の方針でございます。その意味で前回よりも厳しくなっておりますけれども、まさにここまで合理化の目標を掲げるというのが政府の今の方針ということでございます。

大森委員長 センターの方からも何か。

川本理事 今の説明のとおりでございますけれども、13%という削減の数字は変わらないのですけれども、それがどこまで含まれるかということで、前回お出ししたときには租税公課等ということで、1億5,800万円は除外させていただきたいと考えたんですけれども、これらについて政府全体の方針としても、こういう部門も含めて削減対象にすべしということでございますので、その分を含めて16億1,600万円を対象にしましたので、削減額はその分増えてきているわけです。

大森委員長 よろしゅうございましょうか。

東海委員 今のお答えなんですけれども、これは内閣といいましょうか、総理の御判断はそういう形でお話しされたので、そういう形でやらざるを得ないというのは、やむを得ざるころだからそうするという考え方であって、他の独法の問題にもかかわりを持つことだろうと思うのですけれども、事実上独法がアンコントロールブルな部分というものについて、それらを単に含めるものであるという決断をする、指示をするということの理解が私ども少ししにくいんですけれども、そのあたり、国民生活センターにお答えいただくということではなくて、あるいは、そちらにお答えいただくということではなくて、全独法でそういう考え方が果たして可能かどうかということは問題にしなきゃならないのではないかとというのが1点でございます。

それからもう一つは、それに関係をして業務経費なんですけれども、業務経費を一律毎年1%ずつ減らせということでしょうけれども、業務経費のうちには、これは独法の種類によって、経営の内容によって随分違うんでしょうけれども、独法というのは、1つは効率化を求めるという流れ、これはわかりますから経費をできるだけ削減していこうという考え方が出てくるのは当然のことだと思いますけれども、一方では、イギリスのエージェンシーのように自分で独立採算の努力もするんだという流れもないわけじゃない、そういう独法も事実あるわけですね。そうした場合、業務を行うということに係るコストというのは、運営費をもらうための根拠となる業務経費という意味と、事実上収入を得てやる業務というのがもし仮にあるとすると、そのあたりは独法の種類によって違うと思いますけれども、一生懸命業務をやって収入を獲得をしてくると、業

務経費は膨らむわけですね。そういう事態を無視して全体を一律何%削減せよ、こういう言い方にいずれもなっているわけですね。この点については、どんなお考え方をされているのかなと参考にお聞きしたいと思っております。

幸田課長 2点御質問をいただきました。まず1点目でございますが、政府まるっきり横並びでやっているのか、果たして実現可能なのかというような御趣旨も含んでのことだと思えますけれども、国民生活センターにつきましても、実は他法人と若干異なると申しますか、退職手当の部分については特別に除くということをお認めいただいております。これは平成19年度における人件費、実際の退職者の見込みですとかいろんな事情を説明いたしまして、そこはやむを得ないというような形で政府部内で考えている。法人によりましてはそういう意味で、例えば租税公課が一般管理費の1割以上を占めているようなたくさんの租税公課を払っているような法人ですとか、どうしても削減できないような法人がある場合には、その租税公課を対象から除外するというようなことをやっている法人も中にはございます。そこは法人の一般管理費の構成をいろいろ個別に見た上で、どこまでがぎりぎりできるところか、あるいはできないかという判断の上で、国民生活センターについては退職手当だけを除くというような形での削減目標にしたということでございます。

それから2点目でございますが、事業費の部分の効率化ということでございますが、先ほど、国民生活センターの方から実際の算定式について、後ろの方で御説明がございましたけれども、まず、既存の経費について、前年度の経費に1%の削減を掛けた上で、実際には、その政策係数を毎年度予算の必要性に応じて掛けたものを次年度の予算にしていくという形でございまして、そういう意味で、毎年度、昨年の事業については、合理化できるところを押し並べて1%合理化した上で次年度の予算を考えるという形でございますので、そこはそういう形で御努力をいただくという考え方に立っているということでございます。

東海委員 後半の部分についてだけ再確認ですが、私が質問申し上げたのは、業務にかかわる経費というのはあるんじゃないでしょうかという意味なんですね。ということは収入を得る部分もあるんじゃないでしょうかという意味なんですね。

幸田課長 1つには、ここで業務経費と書いておりますのは、国民生活センターの場合、事業費を業務経費というふうに呼んでおりまして、それがまず対象である。今、東海委員がおっしゃられた、例えば国民生活センターの場合に、出版物を出版する、あるいは販売促進するための経費も事業費の中に含まれているわけなんですけれども、具体的な事業費の中のどの部分について

合理化を図って、最終的に全体として1%合理化するかというのは法人に委ねられているわけですが、そういう意味で、中でいろんな考え方で一律1%各経費について減らすということだけでなく、それはいいんだろうというふうには考えております。

東海委員 理解いたしましたけれども、私は本来の独法化したときの目的というものの一面の部分、つまり、独自に自分たちでいろいろな努力をしていかなきゃならないという側面を止めるような、そういうような制約というのが必ずしも適切な方向ではないというふうに思っていますので、その点は意見としてだけ申し上げておきたいと思います。

大森委員長 ありがとうございました。どうぞ山本委員。

山本委員 確認のために質問させていただくわけですが、ただいまございましたように、例えば、国民生活センターのある本がベストセラーになってかなり収益が上がった。その収益を生かして、さらに国民生活センターとして業務を独自にやりたい。そういう業務をさらに展開するという場合、やはり業務経費が膨れ上がったという評価になるのか、そこは別扱いということになるのか、その辺、理解のために御説明いただければと思うんですけれども。

幸田課長 もう一度の説明になりますけれども、結論から申し上げますと業務経費ということではございますけれども、毎年度の予算を考える場合に、前年度の予算に対して、まず1%の合理化の効率化係数を掛けましょと、その上で実際には必要な政策係数を掛けて毎年度の予算を決めていくということになりますので、これは前年度の予算をそのまま次年度も引き継ぎますよということはやらずに、まず1%を全体として合理化できるところは合理化した上で、次年度の予算の膨らみを考えなさいという、そういう算定式も併せてごらんいただければ、そういう形の趣旨でございます。

山本委員 わかりました。

小野委員 小さな質問なんで、今の算定式を拝見して、別紙1であります、下の方に4本ばかり式があるんですけれども、4つの式の一番上ですね。運営費交付金ですか、人件費プラス何かとなくなっていますが、これは僕が常識がないんだろうと思うけれども、業務経費とか、一般管理費というのは具体的には何が入るんですか。

幸田課長 業務経費というのは、まさに事業費のことでございます。国民生活センターの場合は事業費を業務経費と呼んでおります。例えば、国民生活センターが様々な情報提供事業を行ったり、あるいは相談事業を行ったりとか、そういったものに必要な研修の経費ですとか、そういったものが事業費に入っております。

小野委員 研修？

幸田課長 国民生活センターが行っております商品テストの事業ですとか、様々なそれぞれの事業ごとに必要な事業費が業務経費に含まれているということでございます。それから一般管理費というのは、例えば、国民生活センターの事務所に必要な、例えば光熱料とか、清掃料とか、先ほどお話に出ました租税公課ですとか、そういう全体的に必要な一般的な管理経費について、ここに一般管理費に入っているということです。

小野委員 それがどうして消費者物価とスライドするんでしょうか。先ほど事業費の中で販売経費なんていうのも言われましたね。それから今、相談をするときのいろんなお金がかかる、それから一般管理費というと光熱費等々だと。というのは何かの係数なんですか、あるいはが消費者物価指数のことなんでしょうか。これがスライドしてくるというわけで、基本的な考え方はわかるんだけど、消費者物価指数一般だと、野菜の価格とか、ネギの値段だとか、果物、そういうのがみんな入りますよね。それでスライドするんですか。もし、光熱費だったら光熱費の上がった分でスライドすればいいし、事業費の方は販売費とか相談のああいうのはちょっとよくわからないけれども、何かもう少しそれに関連したような物価指数でやるべきじゃないですか。これは一般にほかもこんなふうなやり方をしているわけですか。

幸田課長 国立公文書館とかも基本的には同じ算定式になっております。

小野委員 ちょっと見ると消費者物価全般と関係していないようなものを消費者物価と関連づけるというのはちょっと奇妙な気がするんですけどね。

幸田課長 そのページのまさに一番下の業務経費の算定式というのが、先ほど申し上げましたけれども、 2 という効率化係数を掛ける。これは対前年度比 1% 合理化をした上で政策係数を毎年度、年度の必要な予算になるように掛けていくという考え方。それに対して、次のページに一般管理費はどうするかといいますと、一般管理費につきましては 1 という効率化係数を掛ける。これは4年半で、結局 13% 削減になるように、ここは効率化だけをやっていくというような形の式になってくるということでございます。

小野委員 そこはわかりましたけど、業務経費プラス一般管理費に全体を消費者物価で変化させるというのは、何かちょっと奇妙な、ほかもそうならいたし方ないと思いますけれども、何か機会があったら、もう少し適切な方法にした方が、例えば、光熱費がうんと上がっているときに、例えば野菜の値段が下がったりして、余り消費者物価全体が上がらないというようなことが起こるとやはり困りますよね。

幸田課長 1つは同じ式の最後に特殊要因の増減というのがございまして、その年度に特に何らかの特別の事情で必要なものは運営費交付金としてみていこうという形にもなっております。

大森委員長 よろしゅうございましょうか。

神谷委員 大体同じような話だとは思いますが、やはりちょっと気になりますので。こういうものの委員になったときにつらつら考えましたのは、やはり旧社会主義国の計画経済みたいなものにしちゃったら大変なことになるということでありました。私も国家公務員で、既に実は日本の予算の執行は計画経済的なところが多々あるということで批判を受けていると思うんですけども、独法にしてそれをまたそっちへ持ち込んで、一層コントロールが強くなるようなことだと、これは一体何のために何をするのか。それを避けるために何かが必要で、それはこういうところだけで何かを言ってもすぐに変わるとは思いませんけれども、発言の機会も与えられ、また委員会の権限としては、こういう計画について主務大臣に意見を具申するというのがあるわけですから、ちょっと前置きですが、そういうことでちょっと申し上げたいと思います。

横並び方式で、先ほどから質問にもありましたように、これはやむを得ないとは思いますが、独立法人が独自にこれから今まで以上に努力をしていくというときに、支出を減らすインセンティブは一体どこにあるのか。それから収入も儲けるためにやっているのではないとはいえ、収入は増えた方がいいんでしょうが、収入を増やすインセンティブは一体どこにあるのかというと、それは政府ないし総理がこう言ったからという以外にどこにもないのではないのでしょうか。これでは、数字を達成すればそれでよいという旧社会主義国的なメンタリティに、よっぽどやる気のある一部の職員を除くと、多分、陥るのが普通の人間の性だと私は思うわけでありまして。やはり、何か欠けているんだと思います。今すぐここで何かを足すということは不可能だと思いますから、そんなことは要求しませんが、よその評価委員会で、よその省で同じようなことを言う人はいるのかいないのかわかりませんが、やはり、ここから少なくとも何か声を上げて、これから先、改善していくということをやっていかないといけないのではないかと思います。

具体的には、例えば、支出が減ったときに、それに対して何かその一部が自由に使えるようになると、自由にというのは、もちろん業務に必要だと思われる範囲内ですけれども、あるいは収入があったときには、それがまた、先ほどありましたように、単純に業務経費に入らないで、増えた分は努力の成果なんだから、ある程度は余裕をもって使えるようにするというようなことがないと、結局、数を合わせて終るのが普通ではないのでしょうか。みんながやる気があることを前提にして計画を立てたり、コントロールを図るのは大間違いだということは、何度も申しますが、

旧社会主義国などが実証してきたところで、やる気がない人でもやる気がある程度出るような方式にしないといけない。それにはインセンティブを与えないといけないということを申し上げたいと思います。

大森委員長 神谷委員がおっしゃったのは根本的な問題で、独法そのものが企画と事業を分け得るといふ、そして企画の方から、企画が何を考えてどうするかというのは、総理がどう言ったかという、現場が具体的に自分たちの手でこうやりたいということが企画の方に反映しているんじゃないんですよ。だから、神谷委員がおっしゃっているとおりなんです。これは独法の基本的弱点だと私ははなから考えていて、そのうちに、私どもいろいろ評価をさせていただいた上で、個々の内閣府が所管していることについて、今後どうしたらいいかということは改めて議論するような話になると思うんですよ。おっしゃっていることは根本的な話なんです。だから、センターの方はこういうふうによれと言われているから、この前と違って数値を入れてやらざるを得ない。最初は企画の方から下りてきたと、現場でやってみろということになっているので、そういうふうにお考えになることはよく私も理解できていて、最初から私の中にもそういう疑問があって、本当にこんなものを続けるんだらうかというようなことを、余り外に向かって言うてはいけないものだから、今、おっしゃっていることは根本問題なんです、もともと独法そのものが。

ただし、一応これで動き始めていますので、私どもとしては、そのことを念頭に置きながら、しかし、こうやって走り出していますので、できるだけ、その努力の方を期待しながら、根本問題についても、いずれ議論させていただくということになるものと私は考えているんですけど、本日はそういうことでよろしくお願いします。

ほかに何かございませんでしょうか。7ページ、さっき幸田課長の御説明にありましたように、今回、この文章は一切お変えにならないとおっしゃっていますので、先ほどの御説明は議事録にとられますので、ここは今後、私どもが1年済んだ後に評価するときに重要な評価基準を含んでいますので、このままで先ほどのような議事録がないと、そういう目で見ざるを得ませんから、先ほどのものは議事録に起こしていただいて、私どもが評価委員会をやるときに、必ず手元に置かしていただきたい。そういう重大なことをおっしゃったのではないかと考えていますので、よろしくその点は事務方の方もテイクノートしていただきたいと思っています。7ページのところはよろしくお願いします。

ほかに御意見ございませんでしょうか。

なければ、もう一つの方に移りたいと思いますけれども、役員の報酬等の支給基準について、

よろしゅうございましょうか。

それでは、報酬の方について御説明いただきましょう。

川本理事 それでは、私の方から説明させていただきたいと思います。資料3をごらんいただきたいと思います。

役員の報酬等でございますけれども、役員の報酬等の支給基準につきましては、独立行政法人通則法の第52条の規定によりまして、国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬等を考慮に入れることとされておりまして、これらを踏まえたものとなっております。

まず、役員の俸給の月額の水準でございますけれども、資料3のように、理事長につきましては103万3,000円、理事につきましては85万4,000円としております。また、監事につきましては、非常勤でございます50万6,000円及び12万5,000円の俸給を支給することにしております。役員の期末特別手当につきましては、公務員の指定職の手当に準じまして、3.50か月を考えております。また、実績等に応じて支給額を増減できるようにしております。

3の退職手当につきましては、常勤の役員につきまして、在職期間1か月につき、退職時の俸給の月額の100分の28を支給することとしております。

以上でございます。

大森委員長 直接この報酬額、私の判断することではないんですけれども、理事長さんと理事について、どんな方かということについて簡単に御紹介いただけますか。私は存じ上げてはいるんですけど、これは一応指定職の扱いなんでしょう、基準が。ですから、それにふさわしいということについて、前のときも、簡単で結構ですので、どういうキャリアでどのような方かということについて、若干教えていただいた方が私どもとして判断しやすいかなと思っております。

糠谷国民生活センター理事長（以下「糠谷理事長」）それは私から申し上げますか。

川本理事 私の方から御説明いたします。

既に理事長になるべき者として、内閣総理大臣から任命されております糠谷理事長につきましては、経済企画庁の事務次官を退職して、国民生活センターの理事長に4年2か月前に就任し、今回独立行政法人の理事長に任命されております。

それから、理事3名につきましては、理事長が任命することになっております。任命の予定者につきましては、私、総務企画を担当しています川本と申しますけれども、経済企画庁の国民生活局の審議官、調整局の審議官等を経て、2000年の1月に国民生活センターの理事になっております。

それから、今予定しておりますもう一人の理事につきましては、読売新聞の編集局次長を歴任して、2001年の6月に国民生活センターに就任した田中正人さんが新しい理事に任命されることになっております。

それから、常勤理事は3人おりますけれども、もう一人の理事につきましては、国民生活センターに入りまして、いわばプロパーというか、国民生活センターの職員をずっとされて、今年の4月1日に国民生活センターの理事になっております藤村理事が就任する予定になっております。

糠谷理事長 今申し上げました理事長は、私の方はなるべき者ということで指名をされております。理事につきましては、理事長が任命をするということになっておりまして、10月1日に一応任命をする予定になっておりますが、まだ、内示の段階だということでお含みいただければと思います。

大森委員長 この監事お二人は非常勤で採用されるんですね。

糠谷理事長 非常勤でございます。

大森委員長 額が違うのは、出てくる日数の違いということでしょうか。

川本理事 はい。

大森委員長 上の額の多い方は何日、どのくらいお勤めになる御予定になっているんですか。

川本理事 大体、週に半分程度出勤する予定でございます。それからもう一人の方は、週に1度程度出勤の予定でございます。

大森委員長 という御説明でございますけれども、何か御質問、御質疑等ございますでしょうか。

東海委員 初歩的な質問ですけれども、期末特別手当というのは、公務員並みに年2回ということですか。

川本理事 従来、年度末で3回だったんですけれども、今年度から年2回ということで変更になっております。

大森委員長 ほかに何か御質問等ございますでしょうか。よろしゅうございましょうか。

それでは、この報酬等の支給基準案を含めまして、本日、国民生活センター絡みで御説明いただいた内容について、全体として私どもとしてはお認めしてよろしゅうございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

大森委員長 それでは、そういうことでお認め申し上げますので、いろいろ困難な内容を含んでいるかもしれませんが、頑張ってやっていただければと思います。よろしく願います。そ

れでは、御関係の方々、御苦勞様でございました。ありがとうございました。

(国民生活センター説明員退室)

それではちょっと休憩いたしましょうか、10分ほど休憩させていただきます。2時半に再開いたしましょうか、よろしく申し上げます。

(休 憩)

大森委員長 それでは再開させていただいてよろしゅうございましょうか。

それでは、北方領土問題対策協会につきまして、中期目標、中期計画、業務方法書について、まず御説明いただいた後、長期の借入金等についての御説明、そして財産の処分、それから役員の報酬等の支給基準の順序で審議をさせていただきます。

では、計画関係のことについて、最初は林審議官から御説明いただきます。よろしく申し上げます。

林北方対策本部審議官(以下「林審議官」) 先般も御説明させていただきました北方対策本部審議官の林でございます。よろしく申し上げます。

それでは中期目標でございます。資料を見ていただきますと、右、左に書き分けてございますうちの左の方の中期目標につきまして、先般、御説明いたしましたところから変わっておりますところを中心に御説明申し上げたいと思います。

まず、1ページ目の左側にたくさん文字が埋まっておるわけでございますけれども、これは先般申し上げましたように、北方領土問題というのは特殊でございますので、その背景事情とか、その背景の下で今度独立行政法人になります北方領土問題対策協会にどういう目的をもって活動してもらおうかということを書いてございます。先般と同じ内容でございますが、先般申し上げましたように、多少文言の重複等がございましたので、読みやすくはしておりますが、内容的には歴史的背景、説明いたしました啓発、調査研究、援護という仕事が必要であるということを書いておるわけでございます。

ということで1ページ目は以上の御説明で終わらせていただきますが、2ページ以降で下線を引いた部分が前回と変わったり、または付け加わったりいたしておりますので、そこについて御説明をさせていただきます。

まず、2ページ目の左側の上から2つ目の「2.」でございます。ここがどの独立行政法人でも今までずっと時間をかけて検討してきた、トータルな効率化といいますが、そこを表現しておる部分でございます。非常に重要な部分でございますので、そこについて御説明させていただきます。

す。

そこに書いてございますように、北方領土問題対策協会につきましては、一般管理費（人件費を除く。）について、中期目標期間の最終年度（平成 19 年度）における当該経費の総額を、特殊法人時の最終年度（平成 14 年度）に対して 13%削減する。業務経費について毎年度、前年度に対して 1%削減する。こういうことで目標を掲げさせていただいております。

後半の業務経費について、毎年度前年度に対して 1%削減するというのは、今回 10 月 1 日に独立行政法人化したします多くの法人がこういう方針で臨んでおると聞いておりまして、私どもも国全体での世論の喚起というようなことがございまして、なかなか事業の方もおいそれと削減は難しい部分がございますけれども、やはりこれは他の法人と同じような目標とし掲げさせていただきました。

ただ、今から御説明申し上げますのは、前半の 3 行にわたって書いております一般管理費系統の話でございまして、これは先ほどまでここで御審議いただいております国民生活センターにつきましては、私どもの聞いておりますところでは、一般管理費（人件費を除く。）という、この人件費を除くではなくて、人件費を含めて 13%削減するというようなお話であったと聞いております。実は行革、今回の独立行政法人化を取りまとめておりますところからは、そういう人件費を含めた一般管理費で 13%の削減が望ましいということが出ておるのでございますが、先般も私、それから協会の専務の方からも御説明申し上げましたように、この法人が 19 名という非常に少ない職員で、かつ事務所が融資の対象が北海道に偏在しておりますことから 2 つの事務所に分かれておるということがございまして、人件費及びその他も含めまして、削減がなかなか難しいという事情にございまして、そういうことで、ほかの法人に比べまして、残念ながら、やや低い形になるのでございますけれども、このように一般管理費（人件費を除く。）形で 13%の削減という目標で何とかお願いできればということでございます。

ただ、そういうことではございますけれども、今言いましたように、人件費の削減ということ是非常に重要な題目といたしますが、テーマでございまして、行革の大きな方針でございますので、一般管理費（人件費を除く。）13%削減と目標に書かせていただいておりますけれども、この点については人件費を何も触らないということではなくて、人件費を含めまして、トータルに効率化を考えるということで協会の方にはお願いしたいと思っております。ただ、ここに書いてございますように、目標を書くときとは、こういう書き方をさせていただいておりますので、ひとつ御理解を賜ればと思っております。

方々、そういう方々に対する援護等の中心の部分でございます。これは特段表現は前回から変わっておりませんが、この関係での融資のこと等については、後ほど協会の方から細かい説明は今日ある予定でございます。中期目標の方の文言ということでは特段変えておりません。

あとはそういうことで、6ページ、7ページと行っていたとありますが、7ページでございますけれども、左側についてはまだ未定の部分、計画の方で今検討中という文字になっておったわけでございますけれども、左側については特段対応することは何も書いておらなかったんですが、7ページの右側に、後ほど御説明いたしますが、いろいろな計画とか支援が書いてございますので、左側にも、業務運営に関する重要事項という項目を立てるといって形に整備させていただきまして、書いてあることにつきましては、今ここに書いてございますとおりの職員の計画的な人事交流、それから人員の適正な配置というような人事を効率化するというのを大きい目標の形で掲げさせていただいております。具体的なものは計画の方で書くという形にさせていただいております。

以上、簡単でございますが、前回からの変更点を中心に、目標につきまして御説明させていただきました。以上でございます。

大森委員長 それでは井上専務理事の方からお願いしましょう。

井上北方領土問題対策協会専務理事（以下「井上専務理事」） 北方領土問題対策協会の井上でございます。よろしくお願いたします。今、政府側から説明がありました目標に対応した計画について御説明させていただきます。前回御説明いたしましたので、修正点を主に御説明することにいたします。

2ページ目をお開きいただきたいと思っております。今、林審議官の方からも話がございましたけれども、大変厳しい効率化を求められまして、昨日というか、今日午前中までいろいろと苦労しております。最終的にはこの委員会でフィックスになるんだらうと思っておりますが、若干説明をさせていただきます。

先ほど林審議官からも説明がございましたけれども、効率化につきましては、一般管理費と業務経費と2つでその効率化について検討が横並びで進められていると承知しております。一般管理費につきましては、人件費を入れた一般管理費、4年半の場合ですが、全体で考える場合には13%、人件費を除く場合には26%の削減がいわば相場として示されているということでございます。前回も御説明いたしましたけれども、当協会の場合には小規模であり資産もないということで、まず人件費の方につきましては、現状19名の定員でありますけれども、現在の事務所の体制、

東京と札幌に事務所を構えていて、現在の大きな3つの仕事をやるということになりますと、19名の最小限の体制だろうと思っております。したがって、この人件費の部分については、人件費を入れて13%というようなことについては到底対応できないということでございます。

そこで人件費を除いた形で効率化の検討を進めるということが結論的になったわけでございますけれども、相場の26%ということになりますと、これはとてもできないというのが現状であります。具体的な数字で申し上げますと、勘定が2つ北対協の場合にはありますけれども、そのうちの貸し付けを除いた一般勘定と言っておりますが、こちらの勘定の一般管理費について、仮に26%の削減率を適用した場合には、事務所借料を除いて目標の19年度の一般管理費、人件費を除く部分の金額は2,600万円と単純な計算で出てまいります。ところが、現在の事務所経費が2,545万円ありますので、事務所が仮に現状のままであるとすれば50万円しか残らない。光熱費だけで100万円ぐらいしておりますので、もしこれでいった場合には電気がないところ、電話のないところで仕事をしなきゃならぬということになりますので、これはとてもできないと思います。そういうことでいろいろとお話をした結果26%、いわば半分の13%にレベルを下げていただいたということでありまして、実は13%であっても、当協会の場合の構成から申しますと大変厳しいというのが現状でございます。

そういうわけで、いわば横並び、私も全体は見ておりませんが、恐らく劣等生になるのかなと思っておりますが、ただ、その場合にぜひ御留意いただきたいのは、前から繰り返しておりますので言いませんけれども、人件費を除いた形での26%、人件費を入れた形での13%ができないというのは、北対協の罪、とがではないと思っておりますので、ここはぜひ御理解をいただきたいと思っております。

それから、先ほど申し上げましたように、人件費を除いた13%の達成も、数字的には大変厳しいものがあります。先ほど政府の林審議官の方から、これと併せて人件費の効率化についても検討するという御発言もありましたので、この厳しい13%の削減目標を達成するということを考えながら、政府側の発言も考えながら、役員報酬の引下げを検討に入れた形での作業をこれからいたしたいと考えているところであります。

そういうことで横並び、烈風ではありますが、なかなか厳しく、これからのめども必ずしも十分に見えているというわけではないということについて御理解をお願いしたいと思います。

2つ目は、2ページに戻っていただきますと、業務経費につきましては、毎年度1%の削減をするということになっております。これにつきましては、入札制度の強化を図るとか、あるいは

節約運動を図るという形での単価の低廉化、あるいはスクラップ・アンド・ビルドというような形で新しい時代に応じた行事、その他のものに切り替えていくという形で実現したいと思っております。スクラップ・アンド・ビルドの場合には、当然ビルドの部分が出てくるわけですが、これは後ろの方の別葉の予算のところでは御説明いたしますように、政策係数というような形で対処していきたい、あるいは対応するようにしていただきたいと思っております。1番目の業務運営の効率化に関する項目は以上のとおりであります。

2ページ目に移りまして、林審議官から説明がありましたけれども、アンケート調査につきましては、目標のとおり右にスライドしてございます。3ページの下であります、ホームページのアクセス件数について前回御議論がございました。前は、毎年度10万件以上のアクセスという目標であったわけですが、10万件をどう数えるのかということは実はなかなか難しいところもあるかと思っております。一番最初の表紙のところのアクセスを数えるのか、各ページのアクセスを数えるのかというようなこともありますので、その辺も考慮しまして、この期間中で20%以上アクセスが増加するという形で目標を掲げることいたしました。

次の4ページにお移りいただきたいと思っておりますが、四島交流のアンケートにつきましては、これも目標のとおり右にスライドしてございます。そして4ページの(2)の調査研究であります、これは前回の返還要求運動の進め方等についても研究会で検討すべきでないかという御意見がありました。まさしくそのとおりだと思いますので、研究会の目標に返還要求運動の進め方等について検討するという項目を加えてございます。

5ページは変更がございません。

6ページに移りまして、3の予算収支計画及び資金計画でございますが、これは別紙になっております。別紙を御参照いただきたいと思っております。別表が全部で9枚ついております。大変数が多く、金額は少ないのに量が多いのは、これは前から説明してありますとおり2つの勘定を持ってありますので、協会全体としての予算と各勘定ごとの予算、そして各勘定について予算と収支計画と資金計画の規定をしてございます。大体全体についての御説明をいたせば、全体像が御想像いただけると思っておりますので、協会全体のところの紙を中心にして、必要なところだけ各勘定に戻って御説明するような形にしたいと思います。

まず別紙1-1、これは別紙の1と書いてあるのが協会全体の収支でございます。別紙2と書いてありますのが一般勘定、別紙3が貸付勘定という区分であります。別紙1-1は協会全体の予算でございます。収入と支出でございますが、ここで書いてありますとおり、収入としまして

は運営費交付金、これは一般勘定、それから貸付事業費補助金、これは貸付勘定、そして貸付金については、当然、利子収入がありますので、その収入、そして両勘定で事業外収入、主に利子収入がございます。それぞれ右のような内訳でございます、4年半で計42億5,100万円ということになります。これに対します支出は、北方対策事業費、これは一般勘定でございますが、20億円余、そして次の一般管理費と人件費は両勘定の足し上げでございますが、それぞれこのような金額になります。そして貸付業務勘定につきましては8億4,300万円、合わせまして42億5,100万円ということでございます。

その下に書いてあります「 」の注記は、貸付勘定につきましても、これから説明いたします運営費交付金と同じような、結果的には算定ルール方式で金額を算出しておりますが、ここに書いてありますとおり、利息あるいは市場、あるいは返済についていろんな事態が発生することが予想されますので、そのような場合には補助金でありますけれども、それに応じて対応することになりますけれども、この積算は一応そういう要素を除外して積算したということでございます。

人件費につきましては、期間中の総額が9億6,600万円ということであり、運営費交付金、これは一般勘定の方のものでございますが、これにつきましてはルール方式を採用したということでございます。ルール方式の注記がございますが、15年度は積み上げといいますか、現在も積算されているものを使います。16年度以降について算定ルール方式で予算を推定いたしましたという説明でございます。

それで、その算定ルールは、この1-1の一番下の行2列に書いてございますが、運営費交付金全体を基本的に3つの要素、人件費と北方対策事業費と一般管理費、それに自己収入見積額で4項目に分けて積算するという方式をとっております。ただ、自己収入見積額は現実的には見込まれておりませんので、算出上は0円、項目として立てたということになっております。したがって、実質的には3つであります、それぞれについて次のページに説明がございます。

人件費につきましてはこのような形で、これは横並び、通常だと思いますが、基本給、社会保険料、児童手当拠出金、そして退職手当。ちょっと違いますのは、次の平年度化増という項目がございます。大変説明しにくいんですが、この算定をするために導入した乗数でございます。1年限りで使われる乗数であります。下の方の注記に書いてありますが、この平年度化増につきましては、独法化に伴う役員報酬の振りかえ等による増分の調整、この金額は16年度限り使われる係数であるという説明がございます。わかりにくいと思いますが、先ほど申し上げましたよう

に、今回の先ほどの効率化係数その他を含めまして、全体としては14年の実績を基準年にして19年までもってくる。ただ、算定方式については、15年を基準をして16年以降算定方式でやるということになっています。

ところが、今回独立行政法人になるに伴いまして、北対協の場合には両勘定がございましたので、貸付事業、これは今後とも補助金でいくわけですが、貸付事業の方の補助金の部分についておりました役員の経費を一般勘定の方に移しました。それから、今まで予算的には監事が1人であったわけでありましたが、これを趣旨に合わせるという形で2名にいたしました。したがって、1名増員がなされました。もちろん非常勤であります。そしてさらに従来の北対協は会長職で、いわば社団的な組織でありましたけれども、これを独立行政法人に直すということで単独の理事長制をとりました。従前の場合には会長は非常勤ということになっておりましたけれども、理事長制をとるに伴って専任の常勤の理事長を置くことになりました。

したがって、結論から申しますと、従前は非常勤の会長と2名の常勤理事という構成でございましたけれども、独立行政法人後は、理事長1名、理事1名という構成になりました。これに伴いまして、これは政府内の横の統一が図られたものと思いますけれども、役員の報酬が全体として増えているという結果になってございます。そのような諸々の変化が15年の後半部分に起きておりますので、いわば16年以降の計算をするために、15年の前半部分の調整をしておかないと算定方式では計算ができないということになりましたので、この平年度化増と申しますのは、端的に申しますと、今説明しましたような独法化に一般勘定の増分の半年分を足したという計算になってございます。

そして順序が逆になりましたけれども、各係数の説明は、1は一般管理費の効率化係数、そして2は北方対策事業費の効率化係数でございます。1は7.66%程度となっております。また、2は1%程度となっておりますが、1の7.66%につきましては、先ほど御説明しました計画の2のところの効率化、人件費を除いた13%の削減という形で19年度の数値をセットし、それによって15年の修正化後の数字で均等に目的に到達するような形で計算した数値でございます。2の1%は効率化のところに書いてありました1%程度の効率化を毎年図るという意味の反映でございます。消費者物価指数は事業費と一般管理費に掛けることにしておりますけれども、計算上は0%として積算いたしました。

それから次に、政策係数というものがございまして、これにつきましては、計算上は0%として予算を積算いたしましたけれども、実際には先ほど申しましたように、スクラップ・アンド・

ビルド、あるいは前回の計画の中でも御説明しましたように、北方領土問題に関する教育者会議というような新しい施策について、必要に応じて係数を決めていただくようお願いしたいと思っているところであります。算式は以上のとおりであります。

そして順序が逆になりますけれども、今のような形で計算した結果が冒頭に御説明しました4年半の中期計画中の予算になるというわけでございます。

失礼しました。別紙2のところは予算収支の話であって、枝番の1が協会全体か、勘定別かということになっております。予算のところにつきまして、1-1をもとにしまして御説明いたしました。まだ説明がちょっと漏れておりますが、注記に書いてありますことは、今の説明の中で御説明いたしましたけれども、各係数、
、
以外のものにつきまして、消費者物価指数は0%、給与改定率は同じく0%、効率化計画は先ほど7.66%の反対であります、92.34%、事業費についての効率化計画が99.0%、政策係数は0%と仮定して4年半の予算の積算をしたということでございます。または、当然、法令改正も含めまして、不測の事態に対してはこのルールによらずに特別の需要に応じた措置をすることにするという注意書きでございます。

そしてなお書きは、先ほど結果として貸付事業費の補助金についても運営費交付金と同じような算定ルールになったと申しましたけれども、結局、効率削減目標が全体で決められて、運営費交付金につきまして、今御説明しましたようなルールが決められましたので、補助金部分はいわば差分として結果的には同じような方式で積み上げがなされるということになったということになります。ちょっと説明があちこちいって申し訳ございません。

別紙1-2、これが協会一般勘定のもの、中に書いてあることは今御説明したこととほぼ同じであります。その次の1-3が貸付勘定でございます。これにつきましては、先ほど言いましたように全体の額が決められ、そして一般勘定につきまして、算出方式が決められましたので、結果としてはその差分として出てくるような形で計算してございます。したがって、注記書きにございますが、これも先ほど御説明いたしましたけれども、貸付勘定については市場の変更その他があるので、その場合には変動に対する形で対応いたしますということになっております。人件費の見積もりは期間中で4億6,200万円と書いてございます。

次に2-1でございますが、収支計画であります。ここについて御説明すべきところは、費用と収益で立ててあるわけでありまして、財務費用、臨時損失、それから純利益、いずれも0円でありまして、先ほどの予算とほぼ同じことになります。違うところは収益の部の貸付事業費補助金でありまして、これにつきましては、先ほどの予算とは違って、その下に注記の2番

目に書いてございますけれども、貸倒引当金を積み上げるということで想定して書いてございます。ちょっと細かくなりますけれども、現在の貸付事業における貸倒引当金につきましては、従前の補助金のルール、この貸付事業に対する補助金のルールで、貸倒引当金は貸し出し総額の100分の6を目途にして、毎年度それに合った形で予算措置をするということになっておりました。したがって、それは実際の不良債権といたしますか、そういうものの算定ではなく、貸付総額に対する一定比率でやるというやり方でございましたが、今回、企業会計その他の原則でいくということで、実際に引当金を積むべき債権がどのくらいあるかの計算をいたしました。現在の一定ルールによる引当金は3,000万円がめどであります、実際の引当金積み上げ相当額は約1億5,000万円と計算しております。したがって、その引き当てをどうするかといたしますのは大変大きな問題であります、とりあえず、16年度予算においては、この引当金不足額約1億2,800万円になりますが、これを4年間かけて補てんしたい、積み上げたいということで予算要求しております。まだ予算要求の段階ですので、結論がどう出るかは必ずしもわかりませんが、今回の収支計画においては、現在、予算要求している方式で毎年3,200万円ずつ引当金を積み上げるという形で積算しております。それが貸付事業費補助金の10億5,600万円の中には含まれているということでございます。

別紙の2-2は、収支計画の一般業務勘定分でございます。特に御説明することはありませんが、1枚目の方で説明し忘れてましたが、戻っていただきますと、退職手当につきましては、これは各独立行政法人は横並びでありますけれども、あらかじめ積み上げないで運営費交付金又は補助金によって全額を見るという形で各法人と横並びの措置をすることにしております。

2-3が貸付勘定で、今申し上げたことでございます。

それから別紙3-1が資金計画であります。資金計画につきましては、資金の支出、資金の収入という項目分けでございますが、いずれにつきましても、投資活動はなくて、業務活動による支出、財務活動による支出の2項目が立っております。

まず、資金の業務活動による支出であります、これは一般勘定と貸付勘定合計の数値で103億4,200万円という数字がありますが、一般につきましては、北方対策事業をする業務費用、そして一般管理費のトータルを積み重ねております。貸し付けにつきましては、新規の貸し付け、貸し付けに伴う経費、そして一般管理費が積み上げてございます。これらを合わせて103億4,200万円という数字でございます。支出の方の財務活動による支出は、これは貸付勘定のみ数値でございますが、長期・短期の借入金の返済がこの4年半で119億8,400万円になるということ

でございます。収入の方につきましては、特段説明することはありませんが、運営費交付金による収入、そして補助金による収入、貸付金の回収による収入、利子収入がございます。そのほかに財務活動による収入 132 億 3,000 万円というものがございますが、これは貸付金の回収から生ずる収入額でございます。全体のフローとしましては、収入につきましては以上の枠、それと現法人からの繰入金 5 億 500 万円ばかりあるということを前提にして、次の繰越金が 1 億 6,000 万円ということで作られてございます。

予算の収支計画につきましては、説明が少しごたごたしましたけれども、以上でございます。

中期計画の方にお戻りいただきたいと思えます。6 ページになります。4 番目に短期借入金の限度額を記入してございます。一般勘定と貸付勘定と分けてございますが、一般勘定につきましては、借り入れの限度額を 5,000 万円としております。これは運営費交付金の出入りに時間差が生じた場合、その他と書いてありますが、主に想定しておりますのは、政府予算の成立が遅延するというようなことが主なことになるかと思えます。5,000 万円の根拠は約 3 か月分の必要経費を想定したものでございます。貸付勘定につきましては、短期借り入れの限度額を 14 億円としております。この 14 億円は前回見ていただきました業務方法書に書かれていました年間の貸出額の上限額に等しい額であります。短期借り入れの限度額はこの 4 年半における借り入れの限度額でございますので、この期間中、長短金利その他いろいろな変動があると思えますが、例えば、短期金利が低く長期金利が高いというようなことを想定したときに、最も調達コストが安い形でできるためには 14 億の借り入れ限度額を設定していただくことが最も合理的だということで 14 億円と記載したものでございます。

5 番目の重要な財産の処分に関するものは、貸付事業に関するものでして、この後、別の項目で詳細に御説明しますので、そのときに回させていただきます。

6 番目の剰余金の使途であります。これは通則法 44 条の利益が出て剰余が出たときの使途項目でございますが、北対協としましては、根室に啓発施設をもっておりますので、剰余金につきましては、その啓発施設またはホームページの拡充に充てる経費ということで充だしたいと考えているところであります。

7 ページになります。その他の事項であります。 (1) の施設・設備に関する計画は特に考えありません。人事に関する計画につきましては、目標の方で計画的な人事交流、人員の適切な配置等とされておりますが、これは前から何度も申し上げているとおり、北対協については、2 つの事務所、2 つの勘定を持ち、なおかつ、その勘定、事務所の業務はかなり違っているというの

が実態であります。そういう実態を踏まえて、少人数で対処するということを前提にしまして、アで書きましたのは、組織を柔軟なものにする。これは両事務所間、そして事務所内、いずれも含めているんな意味で柔軟でフラットな組織をつくっていきたいということでもあります。また、イで書いてありますのは、そのような組織と並びまして、先ほど言いましたような業務の内容が違う、求められる経験の内容が違うということでございますけれども、できるだけ相互の人事交流を行うことによって適正な人員配置を実現したいということでございます。

は人員でございますけれども、期末定員、19名の現在の定員を増やさない範囲で期末までまいりたいということが書いてございます。

参考1、参考2はごらんいただいたとおりでございます。どうも長くなりましたけれども、以上でございます。

大森委員長 業務方法書の方は何か特段に変わっていませんか。

井上専務理事 失礼しました。業務方法書は、前回御説明させていただきましたけれども、1点だけ変更いたしました。2枚目の第7条、前は漢数字の「二 利率の見直し」という項目がペンディングということになってございましたけれども、これは関係のところとの調整の結果、削除ということにいたしました。利率の見直しは当然状況の変化においてやらなきゃいかんわけですけども、それは必ずしも業務方法書に書く必要はないということでありまして、書いていなくても十分対応できると思いますので、削除いたしました。したがって、各号数が繰り上げているという変化がございます。

以上でございます。

大森委員長 ありがとうございます。御苦労さまです。それでは、今の御説明につきまして、何か御質疑等ございましたらお願いいたします。小さいんですけども、結構、複雑な仕組みになっていて、両勘定があって、定数が決まっています、どうぞ東海委員。

東海委員 今、大森委員長がおっしゃったとおりの感触を私も持っております、北方領土問題対策協会の仕事としては、半分は他の法人と似たようなところがあるんですけども、半分は、特別な措置に基づいて元島民等の生活の安定に必要な資金を貸し付けるという仕事をしなきゃならない、いわば金融的なこともやらなきゃならないという意味において、ちょっと怖さを感じるところがありまして、1つは、こういう仕事が入ってまいりますと、当然、債権管理をしっかりするということが計画として盛り込まれているかどうかが問われなきゃなくなってしまう、1つの怖さというのは、利息の変動予測でございます。これは外部要因だろうと思うんで

すけれども、このあたりについて、どういう変動に対する対応を考えておられるのか。少し説明がございましたけれども、今、大変金利問題は複雑な予測を伴うと思いますので、少し心配をいたしております。それがもし仮に大きな変化をしたときにはどういう対処を考えられるのかというのが1つ。

もう一つは、これも御説明の中に少しございましたけれども、これは出塚委員の御専門でもいらっしゃるかもしれませんが、企業会計の中での不良性資産といたしまししょうか、不良債権、この場合には不良という言い方をしてはいけないんでしょうけれども、実際に貸し付けをした場合の貸倒れの予測ということについて、たしか実績で少し見積もって見たとおっしゃったんですが、それでもパーセンテージとしてはそんなに大きくないものだと思います。元島民の方の御事情、いろいろと御趣旨の中で何うと、大変高齢化もお進みになっておられるし、果たしてこういう貸し付けという仕事が現実的に返済をできる状況を、かなりの高い水準で想定しながらやれるものかどうかということが気になっております。もし万一、万一かどうかわかりません。かなり高い確率かもしれないかもしれませんが、かなりの巨額なそういったものを抱えてしまったとき、もしかしたら法人の経営、それ自体に大きな打撃を与えるような運営をしなければならないのかもしれない。4年半の計画でございますので、そのあたり見込みができていくところがあるかと思っておりますけれども、そういった事態が生じたときには、実際上はどう対処されようとするのか、この2点について少し御見解を伺いたいと思っております。

井上専務理事 全体の話については私の方から、そして細部については長尾常務理事の方から説明するようにいたします。

1つは、この事業の性格でありますけれども、貸付業であることは間違いございませんが、前回も申しましたように、いわば戦後処理問題の一つとして10億円の国の資金が交付された。それをもとにして関係者へのいわば援護施策として貸付業が行われているということでございます。計画から言いますといろいろございますけれども、現状で申しますと、先ほど御説明しましたように、貸付原資は借り入れしているわけでありまして、そしてコストにつきましてはいろいろ変動するわけですが、結果から申しますと、その間の逆ざや分は利子補給という形で国費補てんをされる仕組みになっております。そしてもう一つの貸倒れも含めまして、これに伴うコストについては、管理費補給金という形で国費の補助をするという仕組みになっております。大変特殊な仕組みだと思っておりますが、もともとが援護措置だということで、このような結果になっているんだと思います。

御心配の点でございますけれども、現状においては、不良債権といいますが、貸し付けの処分をしなければならないようなケース、あるいは率は大変低いと思っております。これはいろんな要素があると思っておりますけれども、1つには、同じ仲間たち、貸付対象者が極めて限られておりますので、そのようなものがベースになっているというのがあって、なおかつ、我々の努力もあるのだらうと思っております。大雑把に申しますと、援護という形で国費で全体を見る仕組みになっているということで御理解をいただきたいと思っております。細部につきましては長尾常務理事の方から。

長尾北方領土問題対策協会常務理事（以下「長尾常務理事」） 今の大筋につきましてのお話でございましたが、1つは債権管理でございますけれども、これは援護と申しまして、やはりお金を貸しておりますので、当然、管理ということは回収ということになります。私ども、管理回収につきましては、特別の方法というよりも粘り強くやっていく。今も申し上げましたように、対象が特定しているということと、それとやはり皆様方仲間意識というか、島民という意識もございまして、そういう点では債権面での回収というのもそう悪くはございませんけれども、やはり高齢化とか、経済的な背景とかそういうこともございまして、いろんな面で厳しい面もございまして。

債権管理については、事務所が札幌しかございませんので、一つ一つについて必ず個票をつくってございますので、それらについて電話でいろいろと状況をお聞きする。それと併せまして、年に何度か直接個別に訪問いたしまして、事情を聞きながらお願いをします。そういうやり方を基本にしながら、最近、場合によりましては、簡易裁判所との調停とかもやってございまして、ここ一、二年は債権管理については特に注意を払っているものですから、私どもとしては、以前から見れば、かなり粘り強さの効果が出てきている面は現状ではあるのかなと。今お話がございましたように、先々のことになると、やはり高齢化とかそういう問題もございまして、そういう面に対してどういう対応していくかというのは、かなり慎重に考えなければならないなというふうに思っております。

それから2つ目の利息の関係なんですけれども、今、井上専務理事からもお話がございましたように、基本的に低利融資ということになってございまして、今、変動制をとってございまして。いわゆる市場金利の動向に応じて、その中でできるだけ低い利率を設定いたしましてお金をお貸ししている。そういう面では、民間から資金を導入して逆に低利にしているものですから、どうしても逆ざやが出て、それについては援護的なものということで従来から補助金とか、補給金ということで賄ってございまして、利息につきましては、変動金利制をとりながら現在やってござ

います。

それと不良債権の問題につきましては、新しい会計基準でこれからやっていくわけですが、これはどのぐらいの率がいいか悪いかというのは私どもちょっとわからないところがございますけれども、私どもが現時点で監査などを受けている過程では、現時点での不良債権の比率はかなり低いのではないかというふうに言われてございます。ただ、この不良債権につきましても、私どもとしても一番注意を払わなければならない問題であることは事実ですが、一面では援護という目的からいって、余り厳しくやりますと、その目的を達成できない、また、余り緩くやり過ぎるとお金を貸しているものが回収できないという一種の矛盾的なものはございますけれども、その中でも、お金を貸しているのはお返しいただくというのは当然と言えば当然でございますので、そういう面では不良債権の比率につきましては、経済動向との関係もございまして、管理回収等も併せて今後注意を払ってやらなければならないと意識をしながらやっているつもりでございます。

以上でございます。

東海委員 業務の中に、債権管理ということについてかなり強く意識を持たれているということとで少し安心をいたしましたけれども、特殊なお仕事でございますので、その趣旨は生かしながらも、やはり管理にはそれなりの万全な御措置をおとりいただくようにと思っております。

大森委員長 ほかに何かございますでしょうか。

出塚委員 計画の中に貸付業務と一般業務とあるんですけれども、貸付業務、一般会計、特別会計という位置づけで整理するという意味でしょうか。

井上専務理事 貸し付けの法律がございまして、ここで貸付業務については別勘定で経理しなさいかんということを書いております。したがって、協会全体の中で貸し付けに関する部分についてのみ別勘定を設けているということでございますが、ちょっと御質問と……。

出塚委員 それでわかります。つまり、一般会計とは区別して管理するという意味ですね。

井上専務理事 はい、そうでございます。

出塚委員 この場合に、一般業務会計の中で考えなくていいのかというのが一つ、特殊な要因が発生した場合に、協会としては改めて考えなくていいのか。例えば返還が発生したとすれば全く大きく変わってしまうだろうと思うんですね。そういうようなことが出たときには、国民生活センターの場合には、特殊要因による増減というのが入っているんですけど、北方領土の場合入っていないんですけど、そういうことができたなら、この協会ではないところでそういうことに対応

することになるのかどうか。

井上専務理事 これは中期計画の1 - 1の2ページ目でございますけれども、注記のところ、特殊ケースは計上してございませんが、文言で2段落目ですが、特殊な要因に基づく増減については、予測不可能なことについてこうこう書いてあって、必要に応じて計上するということになっております。ですから、計数化はしてございませんが、この前のセンターと同じような趣旨ではないかと思えます。また、中期計画そのものにつきましては、この前もちょっとお話がございましたけれども、例えば、日露関係が急変するというようなときがあった場合には、個別法の中で内閣総理大臣が状況に応じて従前の通常のものとは違った指示ができるということになっておりますので、ここで対処することになるかと思えます。

出塚委員 わかりました。

大森委員長 ほかに何か。

出塚委員 もう一つ、貸付業務も同じ問題があるんじゃないかと思うんですね。貸付業務の増減というのが枠を軽く超えろとか、範囲内であればまだいいんでしょうけれども、超えるような事態が起きたときに、それは対応できるのでしょうか。

井上専務理事 貸付につきましては、これも繰り返し申し上げますけれども、10億円をもとにして、最初はその範囲内でできる貸付をするというのが発足でございます。その後、逆ざやの利子補給であるとか、管理費補給だというような形で制度がいわば整ってきたわけですが、そのときの一つの重要なチェックが貸し出しの総枠は抑えておくということで、現在14億円以内という枠がございます。これは引き続き補助金の予定でございますが、補助金のときの積算の常枠でございますので、事情があったとしても、とりあえず現状で言えば14億円は超えられないという仕組みになってございます。

出塚委員 わかりました。

大森委員長 ほかに何か。ちょっと念のために、この職員数19人のことですがけれども、今まで国は9次にわたって定員削減計画をやってきて、例外なしでいろんなところを一律削減やってきましたけど、この協会は国の政策の中では削減されなかったんですか。

井上専務理事 結果から申しますと、44年に成立されておりますけれども、成立時から現在まで一貫して19名であります。

大森委員長 増もないんですね。

井上専務理事 増もありません。

大森委員長 だから増も減もなし。はい、わかりました。ほかに何かございましょうか。

飯田委員 これは前回の委員会で伺っておくべきだったんでしょけれども、中期の目標の1ページ目に協会の意義がずっと書かれてあるわけですけども、ちょうど真ん中の方に、これまでの多年にわたる国民世論の啓発などと、国民的な合意が形成されてきたけれども、北方四島の早期返還を実現するために、今後、国民世論の一層の高揚とその持続が必要であるということが書かれていて、これは一見全く問題のない意義が書かれているのだらうと思うんですけども、資料10の中に、事業の改廃に関する勧告の取組の方針というのがありまして、その中で社会経済情勢の変化を考慮に入れるという部分があるんですけども、一層の高揚ということですけども、ここ数年の社会情勢等がこの協会の事業をめぐる情勢の変化について、何か認識された上でこれは書かれているのか、それとも、単に北方領土が未だに返されていないので、さらに一層努力しなきゃいけないということなのかどうか、その辺の御認識はどんなふうに考えていますか。

林審議官 目標につきましては、責任上政府の方の責任で書いてございますので、こういうことを背景にして協会にはこういうような事業をしてもらいたいということでございます。私の方からお答すべき筋だと思いますが、これはそういう意味ではややとり方がいろいろあると思えますけれども、私ども、ここに書いてございますとおり、長年にわたって先輩方の国民の皆さんの自主的な運動、それから国の方としていろいろこういう国費を使っての支援というようなことをやってきておるために、ここに書いてございますように、概ねの合意というものはあると思えます。ただ、今もありましたように、運動の中心になってくれている元島民、この高齢化が著しくて、現在、一世といいますが、島から追い出された方々、この間もお話ししましたかもしれませんが、71歳という平均年齢になってございます。そういう意味でやや疲れが見えないこともない。

それからもう一つは、これは前回詳しくは協会の方からあったかと思えますけれども、国民全体としても戦後58年経っておりまして、そうしますと、北方領土問題もさることながら、その原因となっている第二次大戦そのものに対する認識等も世代を追って薄れてきているところは残念なことでございますので、この間ございましたように、具体的に言えば教育現場において、いかにそれを青少年世代に伝えていくかというようなことを具体的な事業として考えております。

そういう意味でここで言います部分は、国民世論の一層の高揚というのは、今、飯田委員から御質問がございましたけれども、確かにソ連の体制が共産主義から自由主義にかわって、かつブーチンという人が出てきてやや安定しているという対外的なことがございますので、そういう意味での一層の高揚ももちろん必要でございますけれども、やや国内的なことを言いますと、戦後

58年経ってきて国民的な合意は一方で形成されているけれども、残念ながら、うっかりすると、そういうふうに進んでいく部分もございますので、その部分は高揚させ、かつ持続をさせる必要がある。そういう趣旨で書いてございます。ある意味では、あえてお答すると両方の意味があると私どもは認識して書いたつもりでございます。

飯田委員 私は協会を取り巻く社会経済情勢には、相当危機感をもって対処しなければならないような変化が出てきているんじゃないかというふうに感じているんですね。それは1つは、例の2000年までに平和条約交渉を成立させるといった目標が結局空回りしてしまったことだとか、国民に対する失望感を与えた。それから、ここ二、三年の外務省の四島支援事業に絡んだ不正行為とか非常に不祥事があったり、あるいは政治が介入した事態かなんかで、かなり協会の事業をめぐる状況というのは厳しくなっているのではないかというふうに、そういう危機感がここに入っているのかな、どうかなというのをちょっと伺いたかったんです。

林審議官 もちろん、そういうことも含めて、そういう気持ちで書いておるつもりでございますけれども、飯田委員が今お話になったような点の個別にどういうふうにそれに対処していくかということについては、中期計画より、もう一つ下の細かい具体的な事業で協会の方と相談していくということになると思いますが、飯田委員のおっしゃったとおりで、私どもも歴史的なことも見ていますと、確かに一時期2000年までに返還についていろいろ合意するような話が一時期あったこともあって、ただ、残念ながら、それは達成できていないというようなこと、それに対する危機感等ももちろんございますし、外務省もブーチン大統領の安定度を見なきゃいけないとか、そういうことでいろいろ動いて小泉政権になってからもやっております。ややもすると、危ない部分は正直言いましてあると思います。そういう意味で、さっき言いましたように「一層の」という形容詞がついていますのは、そういうことがあるけれどもというつもりで書いてございます。

井上専務理事 御質問いただきましたので、先ほど申し上げようかどうかと思って迷って省略したんですが、運動の現状はいろんな意味で大変厳しいことがあります。その中で今回の改革について、これは我々も含めてぜひ決心しておかなきゃいかんと思うんですが、実は返還運動といえますのは、全国の個人・組織のボランティアな意思、そしてエネルギーによって支えられております。協会の役割は、そういうボランティアな意思、あるいはエネルギーというものをいわばつなぐということで前回お話ししましたけれども、今回、最近の状況でいいますと、今、飯田委員からお話のあったようなことと加えまして、協会の予算が14年、15年で1割減っている。そ

して約1億円減っているということになっておりまして、これはそういう全国のこの問題について、意思を持っている方々にとっては大変大きな衝撃であります。今回のそれに引き続いての独立行政法人化ということで、さらに少なくなるということになりますと、政府としてこの問題について、どう考えるのかということになりかねないことがあることは事実でございます。協会としても、そのようなことではないと思いますし、努力をいたしたいと思っておりますけれども、ぜひ所管省庁、あるいは関係省庁においても、そのようなことではないということが形で示されるようなものをつくっていただきたいと思っております。

それからこの前、有識者の方々とお話ししておりましたら、これについては当然相手国もあるわけありますので、もし相手国が今回の改革その他を日本政府のこの問題に対する態度変更だというような形で誤った形のシグナルを発することになるとすれば、それは大変由々しきことであるので、十分考えておく必要がある。まさしくそのとおりだと思います。協会としても、できるだけ努力はいたしたいと思っておりますけれども、所管の省庁、あるいはこの委員会の皆様方におかれましては、よく御理解をいただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

大森委員長 また根本問題に近づくようになりました。ほかにございませんでしょうか。

外園委員 細かいことですが、中期計画の7ページの人事に関する計画という最初に、「柔軟でフラットな組織の構築」と、「柔軟な組織」でよいと思いますが、柔軟でフラットというのはどのようなことを考えておられるのですか。

井上専務理事 先ほど言いましたように、事務所2つでなかなか難しい面がありますが、事務所の中も課制をとってしまして、両事務所とも2課制になっています。人数がいずれにしても10名ちょっとか10名を欠けるという形でありますし、人事構成もプロパーの職員、それから出向の職員、いろいろ複雑になっております。したがって、柔軟でフラットな一つのイメージは、課制をやめてスタッフのような形というものを考えるべきではないか。併せまして、札幌と東京の事務所間の業務の分担につきましても、事務所、事務局という組織を越えて共通の部分は共通であるというような組織をつくるべきではないかと。具体的な案はまだもっておりませんが、そんなイメージで考えております。

外園委員 ありがとうございました。わかりました。「フラット」というのは日本語にかえるわけにいきませんか。

大森委員長 「流動型(フラット)」でいいじゃないですか。一般的に言えば「流動型組織」

と呼んでいますから。流動型と入れて（フラット）と入れれば両方が……。その程度の修正はそんなに大きな修正ではありませんから、今のような御指摘でしょうから。

ほかにございませんでしょうか。それでは、この目標と計画と方法書についてはお認めするということでもよろしゅうございましょうか。

それでは次に借入金とその償還計画と、ついででございますので、財産の処分についても一括して御説明を受けて審議いたしましょうか、よろしくをお願いします。

井上専務理事 今、大森委員長から御指摘いただきました3項目は、いずれも貸付勘定関係でございますので、長尾常務理事の方から説明させていただきます。

長尾常務理事 それでは私の方から手短かに説明させていただきます。長期借入金につきまして、資料6でございます。これは個別法の14条で長期借入金という項目がございますして、長期借入金につきましては、主務大臣の認可が必要だということで今回御提案申し上げてございます。先ほど来御説明しておりますが、貸付金業務につきましては、借入原資というのは民間の金融機関から借り入れをして、それを原資として貸し付けを行っているというものでございますので、その原資に充てる形ということでございます。これは1の説明であります。

2番目といたしましては、9億2,000万円と書いてございますが、これはいわゆる15年度下期独法化後の見込み額でございます。次が内訳でございますが、これは有担扱い、無担扱いと書いてございますが、それぞれ分けまして、有担の場合は当然利率が低いわけでございますが、それを分けてこのような内訳で、有担扱いについて3行からトータル2億8,700万円、無担扱いについては2行からこういう数字になってございます。同額で行ってございます。借入先につきましては3つ、農林中央金庫、北洋銀行、北海道信用漁業共同組合連合会（以下「信漁連」）と、こういうことでございます。

4番目の借入利率でございますが、今若干申し上げましたが、有担扱いの借入金につきましては、後ほどの重要な財産の処分との関連がございますが、有担扱いにつきましては、預入利率に0.5%をそれぞれオンいたしまして、農林中央金庫につきましては1.15%、北洋銀行、信漁連につきましては0.53%という利率で借入をしてございます。また無担扱いについては、借入時の長期プライムレート、これは1.85%と書いてございますのは、現在の長期プライムを載せてございます。

償還の方法と期限でございますが、元金の均等償還で翌年度から7年払い、いわゆる翌年度からの7回払いということでございます。利息の支払い方法等につきましては、以下のとおり、利

息については6か月ごと、後払いということにさせていただきます。

次が資料の7、償還の関係でございますが、償還計画につきましては、1、2、まず長期借入金の総額が書いてございますが、これは15年度末の残高見込額が書いてございます。次が借入見込額として15年度下期の額9億2,000万円、その借入につきましてはの内訳が以下のとおりでございます。その償還方法につきましては細かくなりますが、それぞれ細かくは御説明申し上げますが、詳細の別紙1のところには15年度上期までの借入した分についての償還計画というものを、それぞれ借入年度ごとに、かつ金融機関別に書いてございます。

2番目の長期借入金の償還の方法及び期限でございますが、これは別紙2をお開きいただきたいんですが、別紙2に「平成15事業年度長期借入金の調達及び償還予定額」という表がございますが、1番目に15年度事業年度の総括表ということで、左端から14事業年度末の残高、さらに15年度につきましては、15年度の上期と下期にそれぞれ分けまして、上期につきましては、これは既に認可をいただいておりますが、調達6億円、償還2億円。さらに15年度の下期につきましては、今、申し上げましたように、9億2,000万円の調達をして、償還が9億4,070万円ということで2,070万円の増ということで、15事業年度の末の残高見込額が54億3,280万円ということになってございます。

2番目の表は9億2,000万円の15年度下期の新規借入見込額につきましてはの償還予定表でございます。先ほどもお話し申し上げましたが、翌年度からということで、今年借りた分につきましては、来年度から7回の均等払いでございます。その表でございます。

次が参考資料でございますが、これにつきましては、それぞれ14年度末の残高、新規借入見込額、償還予定額、15年度末の残高見込額ということで、それに基づきまして、15年度以降における年度別償還見込額を書いてございます。この償還見込額につきましては、いわゆる15年度新規借入見込額も含めて16年度からの7回年賦で積算をございまして、16年度以降の新規借入については含まない数字になってございます。これが長期借入の関係でございます。

次が資料8でございますが、重要な財産の処分関係でございます。これは中期計画の中にございますが、基金として10億円持っております。これは国からの交付公債での10億円でございますが、この基金資産につきまして、現在、この3行に預け入れをしております。農林中央金庫については7億で利付の農林債、さらに北洋銀行と信漁連につきましては定期貯金ということで預け入れをしております。これらについて、各金融機関から借入債務に係る根担保を入れてございまして、これをもとに借入を借り受けをしているわけでございます。これらにつきまし

ては基金でございますので、これそのものが事業運営に直接使用することができませんので、こういう形で活用いたしまして、できるだけ安い金利で財源を調達するということでこの基金を活用してございます。

次の表はそれぞれの資産についての処分等に関する計画で、それぞれ 14 年度末の借入残高、それから 15 年度の上期、下期、さらに 16 年度ということで、それぞれその範囲内での調達部分、あるいは償還分を、それぞれ年度ごとに記載をしてございます。

その次が参考資料が出ているかと思いますが、今、御説明申し上げましたような資産の運用状況、利率の関係等を参考のために表として記載をしてございます。

以上でございます。

大森委員長 何か御質問等ございますでしょうか。

東海委員 御説明あったどうかちょっとわからないんですけども、10 億を担保にするということにして、例えば、農林中央金庫などは 7 億円の債権をやる。ただ、有担で借りているのは農林中央金庫の 2 億円程度しかないですね。全体からしても、有担の場合は 3 億円を切っている、このバランスはどういうふうになっているんでしょうか。

長尾常務理事 農林中金が今 7 億円を入れまして……。

東海委員 一番最初の資料 6 の 1 枚目の借入金の額が 9 億 2,000 万円で、有担扱いは、農林中央金庫は 1 億 8,000 万円。

長尾常務理事 これは 15 年度下期 9 億 2,000 万円との関連でのものでございます。現在も長期の借入れをしてございますので、これはトータルでなくて、9 億 2,000 万円対応の有担扱い、無担扱いのそれぞれの内訳でございます。7 億円の有担、差し入れがございまして。そのうちに当然、私ども返済をいたしますので、返済した結果、幾らかの枠が出てまいります。その枠分についての額がこの 1 億 8,700 万円ということで、そのトータルになりますと、有担分については農林中央金庫から、それを入れましてまた 7 億円という額でいっぱいになると、その数字でございます。

東海委員 その辺のやり繰りの中で差入担保に余裕が出るという可能性が出ますよね。

長尾常務理事 はい。

東海委員 そのあたりの工夫の中で金利を少し削減していくという努力は可能……。

長尾常務理事 有担の部分を使っていくことですね。使っていくことが金利面で優遇されますので。

東海委員 そういう可能性はあるということですね。

長尾常務理事 そういう形での運用をしていくということです。

東海委員 わかりました。

大森委員長 ほかに何かございませんでしょうか。よろうしゅうございましょうか。

それでは、役員の報酬等の支給基準について御説明を受けましょう。よろしく願います。

井上専務理事 それでは、役員の報酬等の支給基準について御説明いたします。

1 番目は俸給の月額でありますけれども、理事長は 103 万 3,000 円以内で理事長が別に定める額。理事につきましては、85 万 8,000 円以内で理事長が別に定める額といたしたいと思います。この 103 万 3,000 円、85 万 8,000 円は現在の 15 年度の予算で認められた役員の報酬額でございます。

それから、当協会には非常勤の理事を 5 名置くことになっております。また、同じく非常勤で監事 2 名が置かれることになっておりますが、それぞれの非常勤理事・監事につきましては、月額 3 万 8,400 円以内で理事長が別に定める額ということにいたしたいと思います。3 万 8,400 円は一般職給与法における上限額でございます。それを借用いたしたということでございます。

それから 2 点目が役員の期末の特別手当でございますが、この期末特別手当は常勤役員のみでございますが、基本的には一般職給与法の期末特別手当の計算に準ずることになりますが、その月数につきましては、3.50 ということにいたしたいと思います。当然のことながら、実績等に応じて支給額を増減することができることといたしております。

3 番目が退職手当でございますが、俸給の月額×100 分の 28×在職月数ということになっております。これは現在の特殊法人の北対協と同じでございますが、この 100 分の 28 という係数につきましては、昨年 4 月に閣議決定に基づいて引き下げられたものの係数でございます。これにつきましても、実績等において支給額を増減することができることとしております。

以上でございます。

大森委員長 理事長さんという人はどういう方になるんですか。何となく経歴風のことを若干御紹介していただけますか。

井上専務理事 私の経歴でございますが、どこから説明すればいいか。現在、北対協の専務理事をやっておりますが、現職は 2001 年の 2 月からでございますので、2 年と半年ばかり現職を勤めております。それ以前は 2001 年の 1 月 5 日まででありますけれども、当時の総務庁の統計局長の局長をやっておりました。したがって、私もその以前のキャリアは総理府、総務庁というよ

うなところでの……。

大森委員長 皆さんにそうやって伺っているものですから。何か御質問等ございますでしょうか。

東海委員 この支給基準は、我々が承認するという過程を経る場合に、非常勤の場合は日額で承認をしていくんですか、それとも先ほどの国民生活センターのような形で総額に換算したもので承認していくんでしょうか、総額がわからないんですね。

大森委員長 これはどういう扱いでしょうか。まず、非常勤の理事が5人どうして必要なのか、そして、これを日額にしている理由はなんですか、その2つについてどなたにお答えしていただければいいんでしょうか。

井上専務理事 制度で申しますと、法律で非常勤の理事5名以内を置くということになっております。独立行政法人としては非常に稀な例かもしれません。これは政府の方が説明するのがいいかもしれませんが、独立行政法人に移るに伴いまして、先ほどもちょっと触れましたけれども、従前、北対協は非常勤の会長をヘッドにする。いわば社団的な役員構成になっておりました。したがって、役員も常勤の2名を除いてかなりたくさんの役員を持っておりました。我々の仕事の一つが先ほどからの返還運動の推進というようなことで、国民の各界、各層の方々の御参加を得て、御協力を得て進むということで、このような役員構成になっていたんだと思います。独立行政法人になるに伴いまして、いわば社団的なものから、会社会的なもの、理事長の手に移ったわけではありますが、各方面の御協力を得る必要があるという点では、従前と同じ部分を残す必要があるというのが立法のお考えだったと思います。

具体的な運用につきましては、これから検討していくわけではありますが、今のような形で、この運動に携わっている組織、あるいは個人の代表のような形、もう一つは、この法人がやることとなります事業についての専門家というようなことを踏まえながら、人選をして任命をしていくということを考えております。したがって、先ほどの月額制のようなことは、大変考えにくい非常勤の理事だと思っております。

林審議官 この部分につきまして、政府の方の立場から付け加えさせていただきます。内容的には、今、協会の方の井上専務理事からの説明のとおりでございますが、形式的に言いますと、この理事長、それと監事2人は総理大臣の任命でございます。それから、常勤の理事1名及び非常勤理事5人につきましては、理事長が任命して、総理大臣には届け出るという格好になります。そういうことで、むしろ理事5人についての中身的なことは、理事長になるべき者ということで、

今、井上専務理事のお立場で説明されたわけでございますけれども、今、お話ありましたように、私どもとして以前、副会長とか、非常勤の理事がこれまでもおられまして、10名近い数だったんですが、それは縮減すると同時に、独立行政法人になるに当たり、特殊法人時代と違った役割をしていただく必要があるということは考えております。

例えば、まだ決定はしておりませんが、例のそういう啓発運動のやり方といいますか、そういうことについて前回は御指摘があったわけですが、そういうことについても、今まで特段そちらの専門家という方はおられなかったですが、非常勤の立場でそういう方に入っていただくとか、そういうこと等も含めて、運用というところとあわせてございまして、そういう立場の非常勤理事を5人ということで法律でセットしたわけでございます。特段新しいことを付け加えたわけではございませんが、同じ趣旨でございますが、そういうことでございます。

大森委員長 ということだそうですが、よろしゅうございましょうか。

東海委員 ちょっとわかりにくかったところがありまして、やはり最初の先ほどの中期計画の中で、費用削減で他の独法はできるだけ人件費を除くという形でないものにしなさいという趣旨が、前段で国民センターのときに説明されて、この法人の場合には、私は趣旨は全く結構なことだと思っておりますけれども、人件費を除くということに対する御説明をる協会の特性としてされたと思います。ところがここへきて理事5人、非常勤は理事長の任命であって、総額はここでは承認することではないと。しかし、予算の積み上げ計算の中では当然想定されているはずだろうと思うんです。人件費が中期目標の削減目標の中にあえて盛り込まない、かなり弾力性を持った数値としか理解できないんですが、そうなってくると、いかがなものかなという感触を私は持ちます。

林審議官 どちらの立場でお答えすればいいか、政府の立場として全体をセットしておるわけですから、私の限りで申し上げれば、今、御指摘があった部分で、確かに非常勤とはいえ、役員の方5人、以前より減らしたとはいえ、5人という数字はほかの法人にはない数字だと思います。それが御指摘のとおりの人件費といいますか、その中に当然含まれてまいります。ただ、この法人の特性として、そういう団体の代表の方の意見を聞くとかそういうことについて、非常に必要性が高いということで、これを私どもとしては5人ということで法律に盛り込むことを認めておるわけございまして、確かに今御指摘のあった部分で、これが非常に人件費の効率化の妨げになるというようなことは避けなければいけないと思っておりますけれども、なかなか何度も回数を開けるといって形になっていくのか、むしろ初期の間はいろいろお集まりいただく機会も多

いかと思いますけれども、そういう運用の面では十分注意していくということは考えてもらいたいと協会の方には思っております。

ですから、余りお答えになっていないかもしれませんが、確かに人件費の中に含まれることは間違いございませんけれども、やはり業務の性格上、そういう専門家の方々の非常勤という形で責任をもって入っていただくという必要がございましたので置いております。御指摘の点は確かにございますので、それは全体の節約ということと兼ね合わせて、それは考えていかなきゃならない点だということがございます。

大森委員長 ついでに監事も、日額この額ということは、週1回ぐらいお見えになるということですか。

井上専務理事 この額は、先ほど言いましたように、アッパーの額でありますので、実際にどの額にするかということは、これより低めに設定したいと思っています。

大森委員長 監事は非常勤でいいんですけれども、非常勤で例えば週何日か来られることを想定して普通は組むんですよね。監事ですからね、上の5人の非常勤理事とちょっと違うんですよ、監事というのは。

井上専務理事 おっしゃるとおりでございます。理事につきましては、先ほど言いましたように、月額でのカウントというのはなかなかしにくいところということも申しましたが、監事につきましては、概ね週3日であるとか2日であるとか日を決めて運用したいと思っています。そういう意味では、日額が決まれば、月額の総額はほぼ確定するという運用になるかと思えます。実際には、月額を決めて日にちを決めるということになるかもしれませんが、実際には監事についてはそういう形になると思います。

大森委員長 日額が出ているのが、私には釈然としないんです。理事5人については、今のようないろいろ、今まで会長職を置いたり非常勤でやっていただいて運動全体の体制を整えるという意味で言えば、ある程度理解可能ですけど、監事が同じように日額になっているというのはなかなか理解しにくいんです。

井上専務理事 これは現状でも日額方式でやっております。

大河内委員 19人の定員ですずっとやっていらして、非常勤の方というのはそこに入らないということですか。

井上専務理事 先ほど申し上げた19名といいますのは、常勤の職員の数です。

大河内委員 それ以外の方が非常勤で、この5人と2人ということですね。

井上専務理事 はい、そうでございます。

大森委員長 これを決めて、いずれは週何回かは決まってくるということなんですか。

井上専務理事 はい。先ほどの御質問の点でございますけれども、今回の効率化の目標設定するについて、冒頭申しましたように、人件費を入れて13%、人件費を除いて26%という相場がありましたけれども、これは実はよくわからないところがたくさんございます。当方は、人件費を除いて26%ではなくて13%という説明をさっきいたしましたけれども、それは必ずしも運用について、意味について、明快な合意がされないまま行われているところがあると思います。私の一つの考え方は、削減額の目標設定をするについて、人件費を入れて13%という額は、もし仮にそうするとすれば、北対協の場合には恐らく運営ができなくなりますということは事実であります。したがって、人件費を除いた形で13%という額でセットしたわけではありますが、この削減について、人件費を除いた部分だけでやるのか、人件費の効率化というようなことも含めてやるのか。私とすれば、当然、余剰な人件費があるとすれば、この中で考えていくべきだろうと思しますので、目標額自体の達成が大変難しい中でそういう要素も加味して考えていきたい。また冒頭、政府側からもそういう発言がありましたので、そういうことを加味して決定していきたいと考えております。

大森委員長 わかったようで、わかりにくいんですけど、私としては。

伊集院委員 ちょっと教えていただきたいんですけども、役員報酬は先ほどの国民生活センターの理事長、それから、今回の北方領土問題対策協会とは同じ額なんですけれども、これは横並びで理事長というのは独法の場合は決まっていらっしゃるんですか。

林審議官 これも、予算要求をした立場は私どもですが、これはいろいろな折りに、特殊法人時代から、ある程度こういう一定の数値というのが示されております。それに沿って、大体局長クラスの給与として、この数字でございます。

伊集院委員 それと退職手当の100分の28、これも決まりの。

林審議官 これも先ほど専務の方から説明がありましたように、これは閣議決定の形で、昨年、全面的に指示されておりますので、それに従ったままでございます。また、これが指示が変われば、やはりそれに従わなきゃいけないと思っております。

伊集院委員 先ほどもいろいろちょっと出てきた中で感じることは、常勤の理事と非常勤の理事と合わせて6人、そういう計算の仕方だったんですけども、いわゆる国民生活センターの場合には常勤の3人ということの中で、職員が19人ということの中に、理事の数というものの妥当性とい

いましょうか、何やらこの数字はちょっとどうなのかなという。それは事業の専門家でいらっしゃるということで、役割分担が19人の職員とまた違った意味の大きな役割をなさるということで理解すればなんですけれども、その辺の数のバランスの問題を皆さんちょっとお感じになっていらっしゃるんじゃないかと、私も併せて見たときに、それをまず最初に感じたところです。

林審議官 それも協会の方がお答えするのか、私の方がということがありますけれども、実は一番端的なことではあるんですが、これの原因の大きな部分ですね。確かに全体の比率との役員というお話があったわけですが、先ほど専務の方から説明もごさいますように、融資の事業というのは非常に特殊なもので、かつ事務所を別に構えないといけない。要するに元島民の方々の7割以上が北海道におられるということで、札幌に事務所を置いてごさいます。理事長は東京ですが、理事はそちらの札幌に責任者を1人を置くということで、昔から常勤の人間の数は、さっき申し上げましたように変わっておりません。昔も2人、今も2人なんですが、東京のトップと札幌のトップ、そういうことごさいます。

それから、非常勤については先ほどから申し上げていますが、専門家の立場でそれぞれにアドバイスとか、アイデアをいただくという立場で、これは全然別でごさいます。ほとんど東京での会議出席をお願いしますが、2番目に書いた理事は、これは札幌の方に置いて、さっき言った50億円というような資金の監督といいますが、そういう立場でごさいます。そういう特殊性がごさいますので、こういう形になっております。

大森委員長 よろしゅうごさいましょうか。

神谷委員 こういうものについて、私はある程度人数がいなししょうがないんだと思うんです。というのは、たしか前回、内閣府の方でしたか、それとも協会の方でしたかおっしゃられたわけですが、本来、独立法人化に適した事業なのかどうかがよくわからないような国の戦後処理の一環であるべきものの一部だと。しかも目標にもありましたように、これは内閣府が書かれたものですが、国民運動の啓発とかそんなものが入ってくるとなると、理事というのは、単に協会の業務をするという以上に、そういう観点でいろんなところから人を集めてきてアドバイスも受けなければいけないでしょうけれども、あるグループの代表者みたいな形になって、それこそやる気を出させるといいますが、そういう形も必要になってくると思います。

それから、これは私が国際政治だから申し上げるんですが、さっきもどなたかがおっしゃっていらっしやいましたが、対外的な要素があるもので、今まで何人役員が非常勤でいたのか正確には存じませんが、かなりいたものが独立行政法人になって、予算が減るのは横並びだからいいと

して、そういう人数もわっと減ると、それこそ何か変な誤解をされるおそれもなきにしもあらずなので、お金を使い過ぎないという点について十分に留意していただいた上で、人数はある程度あってよい。だから、5人というのが妥当かどうか、これについては私はちょっと評価基準を自分の中に持ちませんが、ある程度的人数はあった方がよろしいものなんだろうと思っております。

大森委員長 ほかによろしゅうございましょうか。いずれ、これについて私どもなりに評価をさせていただいて、この額が適切であるかどうかについても、私どもものが言える立場にございますので、ちょっと今日、日額の点について少し議論が残っていますけれども、これで組んでいただいて、いずれ執行した段階でいろいろ指示が出てきますので、そのときに改めて私どもなりに判断させていただくということで、本日はもし皆様方の御了解を得られれば、この形で本日お認めいたしたいと思うんですが、よろしゅうございましょうか。いろいろ御意見出しましたが、よろしゅうございましょうか。

それでは、一括して協会絡みの計画と今回の支給基準までお認めするというところでよろしゅうございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

大森委員長 それではそうさせていただきます。ありがとうございました。どうも御苦労さまでした。

(北方領土問題対策協会説明員退室)

大森委員長 それでは残っている時間でもう1件御報告絡みの話がございまして、事務方からよろしくをお願いします。

武川評価官 それでは、資料10をごらんいただきたいと思います。この資料の10でございまして、この資料は7月以降に開催された分科会におきまして、既に一部御説明しておりますので、2度目の説明になられる委員もいらっしゃるんですけども御了承いただきたいと思っております。

これは総務省に置かれております「政策評価・独立行政法人評価委員会」から7月1日に出されたものでございまして、この総務省の「政策評価、独立行政法人評価委員会」といいますのは、各府省の評価委員会が毎年行っております独法の評価の結果等に対しまして、二次的に意見を述べる機関でございまして、それに加えて、独法の中期目標期間が終了したときには、主務大臣が行う組織、業務の総点検に当たりまして、主務大臣に対して自ら直接勧告ができることになっております。この資料は、その勧告に取り組むに当たっての方針を取りまとめたという

ものでございます。

ちなみに3ページ、数字で下の方に「3」と打ってあるページを開けていただきたいと思いますが、すけれども、「3 検討の視点等」とありまして、そういった勧告をするに当たりまして、どんな視点で検討していくかというようなことが列挙されております。

4ページの方をちょっと開けていただきますと書かれておりますけれども、この独法の行っている事業、これはそもそも国が関与する必要性があるのか、それから既に目的が達成されてしまっているのではないかとか、社会経済情勢が変化してしまっているのではないかと等々ございます。5ページの方にまいりますと、その事務を行うのが、その独立行政法人でいいのかなどというようなことも検討の視点に挙げますよというようなことが書かれております。

ちょっと飛ばしまして、11ページを開けていただきますと、そういうようなことをいろいろと具体的に検討を行っていただきまして、どのような措置を勧告するのかというようなことが例として挙げられております。例えば、「 」が9つほど挙げられておりますけれども、事務事業を廃止する、民間又は地方公共団体に移管する、事業の独占的な制度を廃止するでありますとか、自主財源による事業に移行する、事務事業を国に移管する、民間委託してしまうとか、事務事業を戦略化・重点化する、運営を合理化する、市場テスト、これは民間にやらせてみるというようなことなのですが、その他改善措置の試行的な実施等を行う等々というような勧告を行うことが想定されますというようなことが書いてあります。

この資料の表紙に戻っていただきまして、表紙の次の次のページをごらんいただきますと、これは前文の部分なんですけれども、その最後のパラグラフをごらんいただきたいと思えます。

「さらに」と続くところでございます。ここに各府省の評価委員会が、各事業年度の業務実績評価を行うに当たって、業務の在り方等の方向を明確にするような評価を行う際に、この方針を参考にしてほしいというようなことが述べられております。この方針でございますけれども、この10月1日に発足するような、今回御審議いただきましたような2つの独法等につきましては、中期目標終了時の見直しというのはまだ先の話ということになってまいります。国立公文書館ですと16年度が最終年度ということになってまいりますけれども、そういうことでちょっと先なのでございますが、各年度の評価に当たっても、この文書を留意してほしいというようなことが書かれております。

以上でございます。

大森委員長 ということだそうでございますので、各部会ごとにいろいろ御審議をしてまとめ

ていただくときに、このようなことを念頭に置きながら、少しずつ、いずれどこかで聞かれるということが想定できますので、私ども委員会全体としてもどういうふうにものを言うか。もしかしたらアンケートのようなものが来るかもしれませんので、そのときに、今までの審議を集めて、今日根本問題が議論されているんですが、そういうようなこととどこかで関係してくるということですから、オルタナティブの中には、国にもう一回返してしまえということも入っていますので、返すというふうに決めているわけじゃありませんけれども、そのことを含めて、私どもがやっている4事業について、どういうふうを考えるかということ念頭に置いていただく、そういう趣旨だと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

よろしゅうございませうか。長時間にわたって大変恐縮でございませうけど、今後のことについて、事務局から。

武川評価官 資料11に今後の予定の表がございませう。次回の委員会は10月17日金曜日10時から12時、同じこの部屋ということでお願ひしたいと思ひます。議題は国立公文書館及び駐留軍等労働者労務管理機構の平成15年度上半期業務執行状況、これを御審議いただくということと同時に、国立公文書館ほか3独立行政法人、全体で4つでございませうけれども、これが平成16年度予算概算要求をどのように行ったかというようなことを御審議いただくという予定にしております。

大森委員長 わかりませう。それでは10月17日よろしくお願ひいたします。

以上でよろしいでせうか、ありがとうございます。御苦勞さまでございませう。